

いきいき つうしん

平成30年4月号

萩市及び防府市と「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」を締結しました



写真は防府市との協定締結式
左：高橋支部長（協会けんぽ） 右：松浦市長（防府市）

萩市及び防府市と健康づくりの推進に向けた包括的連携協定を締結しました。

これにより、2市とともに効果的な健康づくりの推進に向けた連携協力をを行い、皆様の健康的な生活の実現を図るよう努めて参ります。

●萩市 平成30年2月1日締結

●防府市 平成30年2月9日締結

《連携及び協力事項》

- ・健康情報等の共有に関する事
- ・疾病予防のための医療費や特定健康診査等の調査分析に関する事
- ・特定健康診査及びがん検診の受診促進に関する事
- ・市内の事業所等を通じた健康づくりの推進に関する事

健康宣言事業についてのお知らせ(速報)

昨年4月より始めました健康宣言事業につきまして、宣言企業数がついに100社に到達しました。宣言企業様におかれましては、この場を借りまして御礼申し上げますとともに、健康に関する取組の継続をお願いいたします。

また、山口県が行っている「やまぐち健康経営認定企業」につきまして2月28日付で27社が認定を受けました。そのうち、協会けんぽ加入企業は22社です（他は組合健保加入企業）。

さらに、国（経済産業省）が行っている「健康経営優良法人2018認定法人」につきまして2月20日付で、山口県所在企業6社が日本健康会議から認定を受けました。

内訳は、・大規模法人部門（ホワイト500）>1社・中小規模法人部門5社>そのうち、協会けんぽ加入企業は4社です。

◎やまぐち健康経営認定企業（協会けんぽ加入事業所）

医療法人茜会・アサヒ工業株式会社・旭興産株式会社・株式会社宇部日報社・社会医療法人尾中病院・株式会社グローバルヘルスプロモーション・社会保険労務士法人桑原事務所・澤田建設株式会社・株式会社サンスパック・社会福祉法人周陽福祉会岸津苑・株式会社人事情報システム・有限会社雙津峡開発・地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会病院・株式会社西日本テクノ・ネットワークシステムサービス株式会社・社会福祉法人ひかり苑・宮ノ下保育園長尾健彦様・社会福祉法人山口育児院・山口県土地改良事業団体連合会・合同会社山口福祉サービス・山口保安工業有限会社ほか1社（企業からの意向で非公表）
（認定番号順）

◎健康経営優良法人2018認定法人（協会けんぽ加入事業所）

株式会社グローバルヘルスプロモーション・澤田建設株式会社・有限会社雙津峡開発・三田尻化学工業株式会社（認定番号順）



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

受けていますか？ 生活習慣病予防健診と特定保健指導

～ 3月、健診のご案内をお送りしております ～



生活習慣病予防健診 3つのメリット

- ① 労働安全衛生法の定期健診に代えることができます。（ストレスチェックは含みません）
- ② ①の健診項目に加えて、**がん（胃・肺・大腸・乳・子宮※）** 検診も同時にできます。
- ③ 約18,000円の健診が、最高**7,038円**で受診できます。 ※ 乳・子宮がん検診は年齢等条件あり

生活習慣病予防健診の目的

1. 生活習慣病の**リスクの早期発見**
2. リスクが見つかった方に、特定保健指導を受けていただき、生活習慣を**改善・疾病を未然に防ぐ**

特定健診・特定保健指導がスタートから10年

国の報告では、特定保健指導の積極的支援の修了者は不参加者と比較すると、特定保健指導後の5年間にわたり、メタボ健診のほぼ全ての検査値（腹囲、体重、血糖、血圧、脂質）について、改善効果が継続していることが確認されています。
リスクに「気づき」、行動することが大切です。

生活習慣病予防健診の集団（検診車）会場

お近くに健診実施機関が無い場合は、下記会場にて健診を実施します。ぜひご利用ください。
また、下記以外の会場もご用意でき次第、協会けんぽホームページへ順次掲載しますので、チェックをお願いします。

健診機関名		船員保険 福岡健康管理センター		予約電話番号	092-611-6721
				FAX番号	092-622-4425
お申し込み方法		<ul style="list-style-type: none"> ・上記の予約電話番号へ連絡し、下記の実施日の中からご都合のよい日の予約を取ってください。 ・予約後、「生活習慣病予防健診申込書（HPからも取得可）」に必要事項をご記入の上、協会けんぽ山口支部へご提出ください。 			
注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・35歳未満の定期健診についても、受診可能です。詳しくは、健診実施機関へご相談ください。 ・定員になり次第、予約受付を終了しますので、お早めにお申し込みください。 ・実施日によって、受診できる健診の種類が異なります。 ・申込後に混雑緩和のため、受付時間をご案内いたします。 ・「予定」とある実施月は、変更する可能性がありますので、詳細は、健診機関へお問い合わせください。 			
実施日	曜日	地区	健診の種類	実施場所施設名 (所在地)	備考
5月14日	(月)	山口	一般 + 子宮	山口市民会館 (山口市中央2-5-1)	
5月16日	(水)	防府	一般 + 子宮	防府市公会堂 (防府市緑町1-9-1)	
7月3日	(火)	下関	一般 + 子宮	海峡メッセ下関 (下関市豊前田町3-3-1)	
8月予定		下関	一般	海峡メッセ下関 (下関市豊前田町3-3-1)	
9月予定		岩国	一般 + 乳 + 子宮	平安閣（リビエールへいあん） (岩国市麻里布町4-8-8)	付加健診・マンモグラフィ実施
9月予定		岩国	一般 + 乳 + 子宮	平安閣（リビエールへいあん） (岩国市麻里布町4-8-8)	付加健診・マンモグラフィ実施
10月予定		下関	一般 + 子宮	海峡メッセ下関 (下関市豊前田町3-3-1)	

健康保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きが変わりました！

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。



手続きはどのように変わりますか？

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して住基ネットから取得し、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構から提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新しい保険証を事業主の皆様にお送りします。

古い保険証はどうすればよいですか

事業主の皆様におかれましては、新しい保険証が届きましたら、被保険者の方にお伝えいただきそれまでお使いの保険証と交換の上、お渡してください。



ご注意ください！

①被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、従来同様に被扶養者異動届により変更の届出を日本年金機構へお願いします。

②被保険者の方であっても70歳以上の方やマイナンバーを届出していない方については、氏名変更・住所変更の届出省略ができません場合があります。詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

郵送先（居所）の登録について

住民票上の住所以外にお住まいの場合は、協会けんぽや日本年金機構からのお知らせの郵送先（居所）を登録いただくことが可能です（健康保険・厚生年金被保険者及び被扶養配偶者に限ります。）。

詳しくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方が、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額※1までで済みます。

※1 保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがありますので、詳しくは、協会けんぽへご相談ください。

●70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示ください。
低所得者（住民税が非課税）に該当する場合は、別途お手続きが必要となります。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。



『傷病手当金支給申請書』の記入注意点について

～第1回～

傷病手当金支給申請書に記入する際の、よくある間違い・注意点について、これから複数回に渡ってお知らせします。

今回は、第1回として「被保険者」が記入するページ（支給申請書の1ページ目と2ページ目）について掲載します。

※下記には間違い頻度の特に高いものを掲載しています。その他の箇所についても、記入漏れがないようにお願いします。

①被保険者証の記号・番号

・保険証の氏名の上にかかれている記号と番号を記入します。
 ※退職後の申請の場合は、退職前の保険証の記号と番号を記入します。

《よくある間違い》

1. 保険証下部の保険者番号を記入している。
2. 国民健康保健や任意継続保険の記号と番号を記入している。

②預金種別や口座名義等

・金融機関名称だけでなく、預金種別や口座番号・口座名義・口座名義の区分の記入も必要です。

③療養のため休んだ期間（申請期間）

・被保険者が記入いただいた申請期間と日数に基づいて、事業所の証明と療養担当者の意見が必要になりますので、必ず記入漏れのないようにお願いします。

《よくある間違い》

1. 申請期間が記入されていない。
2. 申請日数の計算間違い。
 (例：1月1日から1月31日まで 30日間の申請日数)
 ※正しくは「31日間」

④あなたの仕事の内容

・仕事の内容は記入が必要です。
 ※退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容を記入します。

⑤年金の受給有無

・老齢年金や障害年金を受給されている方は、記入が必要です。

The image shows two pages of the application form. Page 1 (top) includes fields for insurance number (marked with 1), bank account details (marked with 2), and sick leave period (marked with 3 and 4). Page 2 (bottom) includes fields for job content (marked with 5) and pension status. Red boxes and numbers 1-5 are overlaid on the form to indicate common mistakes or important points.